

四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
附 則 (施行期日) <u>第1条</u> この条例は、平成18年3月20日から施行する。 (経過措置) <u>第2条</u> この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前に出産した者に係る出産育児一時金又は死亡した者に係る葬祭費の支給については、合併前の窪川町国民健康保険条例（昭和34年窪川町条例第18号）、大正町国民健康保険条例（昭和40年大正町条例第2号）又は十和村国民健康保険条例（昭和34年十和村条例第6号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の出産一時金又は葬祭費の例によるものとする。 <u>2</u> 施行日の前日までに、合併前の条例によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。 <u>3</u> 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、それぞれ合併前の条例の例によるものとする。 <u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u> <u>第3条</u> 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）</u>附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「<u>新型コロナウイルス感染症</u>」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり<u>新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、令和2年1月1日から規則で定める日までの間、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u>	附 則 (施行期日) <u>1</u> この条例は、平成18年3月20日から施行する。 (経過措置) <u>2</u> この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前に出産した者に係る出産育児一時金又は死亡した者に係る葬祭費の支給については、合併前の窪川町国民健康保険条例（昭和34年窪川町条例第18号）、大正町国民健康保険条例（昭和40年大正町条例第2号）又は十和村国民健康保険条例（昭和34年十和村条例第6号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の出産一時金又は葬祭費の例によるものとする。 <u>3</u> 施行日の前日までに、合併前の条例によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。 <u>4</u> 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、それぞれ合併前の条例の例によるものとする。

改正後	改正前
<u>2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その金額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</u> <u>3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u> <u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）</u> <u>第4条 前条第1項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u> <u>第5条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u> <u>2 前項の規定により町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u>	